

平成21年3月10日制定
平成26年4月1日改正
平成28年2月23日改正

鹿児島県建築士事務所の監督処分等の基準

1 趣旨

本基準は、鹿児島県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条の第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

4 監督処分等の基準

(1) 一般的基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第1の基準により行うものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

(3) 個別事情によるランクの加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に監督処分等（文書による注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により監督処分を行うものとする。

5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

6 施行期日等

- (1) この基準は、平成20年10月1日から施行する。ただし、この処分基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。
- (2) この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- (3) この基準は、平成28年2月23日から施行する。

別表第1

基準表

処 分 事 由		関 係 条 文		処分事由 対象	処分等の基準	
法第26条第1項の各号に該当するとき				開設者	登録取消	
法第26条第2項の各号に該当するとき	第1号に該当するとき	22の3の3①～④ 24の2～24の8		開設者	文書注意若しくは戒告、閉鎖又は登録取消	
	第2号に該当するとき	23の4 ②	1号	第8条1号	開設者	開設者である建築士の懲戒処分に準じた処分 閉鎖又は登録取消
			2号	第8条2号		
			3号			
	第3号に該当するとき	23の5①②		開設者	文書注意、若しくは戒告又は閉鎖	
	第4号に該当するとき	10①		管理建築士	管理建築士の懲戒処分に準じた処分	
	第5号に該当するとき	10①		所属建築士	※文書注意、若しくは戒告又は閉鎖	
	第6号に該当するとき	3①, 3の2①③		管理建築士	戒告又は閉鎖	
	第7号に該当するとき	3①, 3の2①③		所属建築士		
	第8号に該当するとき	3①, 3の2①③, 3の3①		所属者		
第9号に該当するとき	閉鎖命令に違反したとき		開設者又は 管理建築士	登録取消		
	法26条の2第1項による報告の求め又は検査に応じないとき			戒告又は閉鎖		
第10号に該当するとき				開設者	文書注意若しくは戒告、閉鎖又は登録取消	

※ 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案する。

別表第2

過去に処分等を受けている場合の基準表

処分事由	処分等の基準
1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取消
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖機関に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消
4 別表第1により登録取消が相当であるとき	登録取消